

2004年9月6日(月) 13:30~16:00

韓国における図書館事情

曹 在順 (ジョ ジェスン)

韓国 国立中央図書館

〒137 - 702

韓国 Seoul 特別市 瑞草区 盤浦洞 山60 - 1
国立中央図書館

Jae-soon JO

The National Library of Korea

Address : 60-1, Banpo-Dong, Seocho-Gu,
Seoul 137-702, Korea

Phone : +82-2-590-0713, 0594

Fax : +82-2-590-0607

E-mail : soonjo@mail.nl.go.kr

． 韓国の図書館および司書職制度

1 . 韓国図書館の概要

(1) 館種別図書館の数 (2004年4月末現在)

館種	国立	公共	大学	学校	専門
数	2	471	405 ('03)	10561 ('03)	562 ('02)

*文化観光省 (<http://www.mct.go.kr>), 教育人的資源省 (<http://www.moe.go.kr>) homepage より

(2) 司書資格証の所有者数 (名) (2002年12月末現在)

区分	1級正司書	2級正司書	準司書	計
公共	123	1484	561	2168
大学	427	1867	387	2681
専門	112	712	181	1005
計	662	4063	1129	5854

*韓国図書館協会『韓国図書館統計2003』より

(3) 図書館の運営主体

公共図書館は、各市・道の教育庁あるいは各地方自治体(市・道)の所属に分かれている。図書館全般の政策・管理運営は「文化観光省」が担当している。

(2003年12月末現在)

運営主体	市・道教育庁	地方自治体	私立	合計
図書館数	238	222	11	471

*文化観光省・韓国図書館協会の統計より

(4) 学会・専門団体

学会:韓国文献情報学会(1970),韓国図書館・情報学会(1974),韓国情報管理学会(1984),
書誌学会(1985),韓国記録管理学会(2000)など

専門団体:韓国図書館協会(1945),全国司書協会(1990)

2. 最近のトピック

(1) 電子図書館

1990年代後半からの国家電子図書館の構築, 2000年の「図書館情報化推進総合計画」による公共図書館の「デジタル図書室」構築事業(2001~03), 2008年完成予定の国立デジタル図書館の設立計画などがある。

(2) 法律の改正への動き

「図書館及び読書振興法」の改正と「学校図書館振興法」の制定に向けて, 図書館界の多様な意見が求められている段階である。

(3) 子ども図書館づくり運動

民間レベルで推進している子ども専門図書館をつくる運動が盛んである。2003年, 市民団体の提案で始まった民間放送局が放送した「奇跡の図書館」という番組の影響で, 子ども図書館づくり運動が盛んになっている。各地方自治体でも高い関心を示しており, 放送は1年間で終了したものの, それ以降, 全国20館を目標に子ども専門図書館を着々と設立しているところである。現在7館が新設されている。

(曹在順「韓国における子ども図書館をめぐる動向」『カレント・アウェアネス』No. 277, 2003.9, p. 9-11. 参照)

(4) 読書運動の活性化

主に外国の優秀な例に倣って, 韓国図書館協会や, 「本を読む社会づくり国民運動」のような市民団体を中心に, 以下のようなさまざまな読書運動が展開されている。

「1つの都市, 1冊の本の読書(One City One Book)」運動

「朝の読書」運動

「ブック・スタート運動」

「本を読むソウル」: 韓国図書館協会と「ソウル地域公共図書館協議会」との共同で, 今年の9月から行われているソウル市の読書運動等

(5) 図書館補償金支給制度の開始

2000年著作権法の改正で図書館間における「伝送権」が新設され, 2003年の改正では「図書館補償金支給制度」が規定され, 今年の7月からオンライン・データベースの使用による補償金支給が義務化されることとなった。この補償金制度は, 他の図書館で電子化したフルテキストの検索や印刷のためには「韓国複写伝送権管理センター」を通じ, 著作者に一定の著作権料を支払う制度である。

(南亮一「韓国著作権法改正(2000年)の概要」『出版ニュース』2001. 3, p. 6-9. 参照)

(5) 出版界の公貸権 (Public Lending Right) をめぐる議論

* 出版界の状況：2003年新刊図書の出版量は、35371種で1億1145万224部が刊行されており、出版分野は漫画が30%で最も多く、学習参考図書、児童、文学などの順となっている。全国出版社数は2万782社、出版市場規模は6兆4463億ウォン、単行図書の市場規模は3兆ウォン(2002年基準)で世界8位を占めている。電子ブック出版、インターネットによるオンライン書店の発達などが最近のトピックである。長い出版不況の中で、2005年ブランクフルト図書展の主賓国として決定され、2005年に向けて活気溢れているところである。

図書館との関係では、大韓出版文化協会などの国立図書館への納本代行や、ISBNとISSNの付与、CIPなどで図書館と密接に関わってきたが、最近公貸権問題が浮き彫りになっている。1992年EUの貸与権に関する指針の公表以降、公共図書館における公貸権の導入は国際的潮流になっている。図書館界は時期尚早という立場であるが、今年韓国出版界ではこの制度の導入をめぐる議論が台頭し始めた。

(6) 主題専門司書制度に向けて：国立中央図書館の例

3. 司書職制度

(1) 司書資格制度

法的根拠：「図書館及び読書振興法」および同法施行令、施行規則(1994年制定)

第6条(司書職員等) 図書館には大統領令の定めによって図書館運営に必要な司書職員・司書教師又は実技教師(司書)を置かなければならない。また、社会教育法で定めるところにより、社会教育専門要員を置くことができる。

第1項の規定による司書職員は1級正司書・2級正司書及び準司書に区分し、その資格要件と養成に関して必要な事項は大統領令で定める。

* この法律の日本語の全訳は、ハングル資料研究会により日本図書館協会刊行の『現代の図書館』Vol. 37, No. 2に掲載されている。

司書職員の資格要件

資格	資格要件
1級正司書	1. 文献情報学博士学位を持つ者 2. 2級正司書資格証を所持し、文献情報学以外の博士学位または情報処理技師の資格を持つ者 3. 2級正司書資格証を所持し、図書館勤務経歴その他文化観光省令で定める機関での文献情報学に関する研究経歴(以下「図書館等勤務経歴」)

	<p>という)が6年以上で修士学位を持つ者</p> <p>4. 2級正司書資格証を所持し,図書館等勤務経歴が9年以上の者で文化観光省大臣が指定する教育機関(以下「指定教育機関」という)で文化観光省令の定める所定の教育課程(以下「所定の教育課程」という)を履修した者</p>
2級正司書	<p>1. 大学(教育大学・師範大学・放送通信大学・開成大学及びこれに準じる各種学校を含む。以下同様)の文献情報学を卒業した者</p> <p>2. 文献情報学の修士学位を持つ者</p> <p>3. 教育大学院で図書館教育又は司書教育の専攻で修士学位を持つ者</p> <p>4. 文献情報学以外の修士学位を持つ者で指定の教育機関で所定の教育課程を履修した者</p> <p>5. 準司書資格証を所持し,修士学位を持つ者</p> <p>6. 準司書資格証を所持し,図書館等勤務経歴が3年以上の者で,指定教育機関での所定の教育課程を履修した者</p> <p>7. 大学を卒業し準司書資格証を所持し,図書館等勤務経歴が1年以上ある者で指定教育機関での所定の教育課程を履修した者</p>
準司書	<p>1. 専門大学の文献情報科又は図書館科を卒業した者</p> <p>2. 専門大学(従前の実業高等専門学校を含む)又はそれと同等以上の学歴を持つ者で,指定教育機関で所定の教育課程を履修した者</p> <p>3. 大学を卒業した者で,在学中文献情報学を副専攻した者</p>
司書教師	<p>1. 42単位以上の文献情報学と所定の教職科目(20単位)を履修した者</p> <p>2. 準教師以上の資格を所持した上で,所定の司書教師養成講習を履修した者</p> <p>3. 教育大学院等で司書教育課程を専攻し,修士学位を取得した者</p> <p>4. 師範大学の文献情報教育学を専攻した者</p>

* 実技教師(司書):短大の文献情報科専攻者で,教職科目4単位を履修した者

* 図書館及び読書振興法(第5条関連の別表3)+初・中等教育法による。

司書資格の取得機関

教育機関	大学		大学院		司書教育院
	4年制総合大学	2年制短期大学	一般大学院	教育大学院	
数	32	7	修士課程 24 博士課程 11	修士課程 17	3

司書資格証の発給機関

文化観光省大臣の委託を受け、従来国立中央図書館で司書資格証の交付や更新などの発給業務が行われていたが、1998年9月から韓国図書館協会がこの業務を遂行している。法的根拠は、「図書館及び読書振興法」第5条第2項および、「行政権限の委任及び委託に関する規定」第45条による。

司書職としての採用・昇進

- a. 具体的には地方自治体によって異なるが、国・公立図書館の場合、司書職公務員は司書資格証の所持者のみ採用試験に応じることができる。ただし、司書職公務員のレベルによって求められる司書資格証のグレードは、法律的に明示されておらず、暗黙のうちに決められているだけである。
- b. 昇進に求められるグレードは特にない。継続的な自己研修でグレードアップさせているのが現実である。

その他：現職研修

館種を問わず、司書職として任命された司書たちは、司書職の全国的な研修教育機関である国立中央図書館の「司書研修館」で基本教育および選択教育を受けなければならない。この査定結果は司書職公務員の人事考課（昇進）に反映される。

(2) 公共図書館の司書職館長制度の法制化

法的根拠：「図書館及び読書振興法」第24条第1項

第24条（国・公立公共図書館の館長および運営委員会）

国又は地方自治団体が設立・運営する公共図書館の館長は司書職として補する。

1963年に制定された「図書館法」では触れていなかったが、1987年の改正法第24条で、「公立公共図書館の館長は司書職又は行政職として補する。」と規定した。これが、1991年に制定された「図書館振興法」から上記のように改正された。

任用時期：1997年1月1日から

司書職館長の任用時期に関しては、同法の附則第4条で、「国又は地方自治団体が設立・運営する公共図書館の館長は第24条第1項の規定にかかわらず、大統領令の定める日までには司書職又は行政職として補する。」とし、国・公立公共図書館の館長に関する経過措置を取っている。なお、同法施行令の附則第3条では、「法の附則第4条で「大統領令の定める日」とは1996年12月31日をいう。」とし、1997年1月1日をもって司書職館長を任命しなければならない。

任用現況

2003 年末現在，471 館のうち司書職館長は 211 名，非司書職館長が 260 名で，司書職館長の割合は 44.8%を占めている。

国会図書館の館長問題：司書職館長の任命を求める国内 6 つの学会・専門団体の声明

4. 問題点

(1) 図書館政策と実質的運営の管轄官庁が異なり，命令系統などの不一致のため，政策と運営が衝突する場合がある。

(2) 司書資格のグレード制度は確立されているが，わずかな手当以外に実質的なインセンティブはなく，暗黙のうちに採用・昇進条件になっているだけである。1 級資格を所持していても，それに相応する手当や地位までには保障されていない。また，それぞれの司書資格による担当業務の区分，または資格別の業務分担が図書館の現場ではほとんど行われていない。

(3) 法律の完璧な遵守ができていない。たとえば，司書職館長任用の法律が施行され 8 年目になるが，守られているのは約 45%に過ぎない。むしろ法律の網をくぐりぬける動きがあり，一部行政官庁では「図書館」から「生涯学習館」へと名称変更などが行われている。

名実ともに専門職としての「司書職」制度が確立されるまでには至っていない。しかし，法律の整備から始まって，司書たちの絶え間ない自己研修・教育訓練などで，社会的にも専門職として認められるよう努力しているところである。

．日本の図書館について

日本滞在 6 年以上の間，近くにある東京の小さな公共図書館はもちろん，北は青森や秋田から南は沖縄にいたるまで，さまざまな地域の公共図書館をめぐることができた。直接的な利用あるいは見学から，日本の公共図書館サービスに対し，次のような優れた点に非常に強い印象を受けた。これらは韓国の公共図書館で提供しているサービスより優秀な点ともいえる。

- (1) 障害者サービス
- (2) 多文化サービス
- (3) 児童・ヤングアダルトサービス
- (4) 地域資料サービス
- (5) 整ったネットワークシステムと相互協力
- (6) 専門性を高めようとする図書館員の努力
- (7) 本のリサイクル

- (8) 友の会
- (9) 図書館員の親切さ等。

*** 「図書館：知識情報社会のダイナミックなエンジン」

(Libraries: Dynamic Engines for the Knowledge and Information Society) ***